

新区役所整備に伴う生活援護課事務室の整備・移転について

生活援護課事務室は、現在整備を進めている新区役所に生活援護課窓口及び執務室のスペースを確保することが困難となったため、庁舎外の施設に生活援護課事務室を整備し、移転する。

1 移転の理由

- (1) 高齢化や新型コロナウイルス感染拡大により、生活保護の相談・申請、受給者の増加が見込まれること。また、相談窓口の拡充やケースワーカーの増員に対応するためには、新区役所のスペースでは不十分。
- (2) 多くの区民が行き来する新区役所1階に窓口を配置することに比べ、受給者のプライバシー保護につながる。
- (3) 将来的に保健所との複合施設を整備することで、施設維持管理にかかるコストが低減できる。

2 整備の案

保健所の建替え時期にあわせ、教育センター跡地に保健所と生活援護課事務室を併せた庁舎として整備する。自立相談支援機関(中野くらしサポート)と連携して多様な課題に対応できる相談窓口として整備するため、法律相談等の実施を検討していく。

3 新複合施設開設までの配置(仮移転)

新区役所開設に伴い、教育センター移転後の施設に生活援護課事務室を移転する。

当該施設は、設備及び面積の制約から生活援護課の事務室及び窓口の全てを配置するのは困難であるため、生活相談係、自立支援係、中野くらしサポート及び中野就職サポートについては、一時的に新区役所庁舎内に配置することとする。

なお、教育センター跡地において庁舎を建設する期間は、再度、生活援護課事務室を移転するが、この場所については、今後、検討する。

4 今後の予定

令和4年度～5年度 教育センター跡施設の改修・整備

令和6年度 新区役所移転時期に合わせて移転(教育センター移転後跡施設)

なお、保健所の更新期の到来に併せて、教育センター跡地に保健所・生活援護事務所の合同庁舎を整備(整備期間中は再度、移転)